

山口大学大学院連合獣医学研究科の学位論文審査等に関する細則の運用方針

	平成3年10月18日	研究科長	決 裁
改正	平成9年9月30日	研究科代議委員会	
	平成10年4月1日	研究科代議委員会	
	平成16年3月18日	研究科代議委員会	
	平成17年11月11日	研究科代議委員会	
	平成23年1月14日	研究科代議委員会	
	平成24年8月3日	研究科代議委員会	

山口大学大学院連合獣医学研究科の学位論文審査等に関する細則（以下「細則」という。）第17条の規定に基づき、細則に関する運用方針を次のとおり定める。

第2条関係（学位論文提出の資格）

- 1 学位論文を提出することのできる者は、審査制度の確立されている評価の高い学術雑誌に発表した（掲載が許可された場合を含む。）学位論文の基礎となる学術論文を原則として2編以上有しなければならない。
- 2 「特に優れた研究業績」とは、前項に定める学術論文のうち1編以上が学問的な価値が高く、かつ、一流欧文誌に掲載された（掲載が許可された場合を含む。）ことをいう。この場合において「特に優れた研究業績」に係る評価等については、別に定める資格審査を行うものとする。
- 3 前2項の学術論文は、入学日前1年以内に発表したものを含むことができる。

第4条及び第11条関係（学位論文提出の手続）

- 1 主指導教員が学位論文の提出に関する承認を行う際には、あらかじめ副指導教員と十分な協議を行うものとする。
- 2 学位論文の基礎となる学術論文のうち、共著のものについては、申請者が筆頭著者であり、共著者が過去において、いずれの大学に対しても学位論文として申請していないことを要する。
- 3 学位論文の基礎となる学術論文については、原著論文として印刷公表したもの又は印刷予定のものとする。この場合において、印刷予定のものについては、印刷公表することを予定した掲載承諾書又は出版契約書を添付するものとする。
- 4 細則第6条第1項に該当する場合は、細則第11条第10号の書類の提出の必要はないこととする。

第6条関係（学位の授与を申請することのできる資格）

- 1 第6条第2号に掲げる者は、次表に定める所定の研究歴を有する者でなければならない。

学歴区分	研究歴
大学において6年制獣医学課程等を卒業した者	5年以上
大学院修士課程を修了した者	5年以上
4年制大学の課程を卒業した者	7年以上
上記以外の者は、研究科委員会で決定する	

備考：研究歴における内容の評価については、資格審査委員会に委ねる。

2 学位論文を提出することのできる者は、審査制度の確立されている評価の高い学術雑誌に発表した（掲載が許可された場合を含む。）学位論文の基礎となる学術論文を原則として2編以上かつその他の学術論文を1編以上有さなければならない。ただし、学位論文の基礎となる学術論文を3編以上有する場合は、その他の学術論文は特に必要としない。また、これら論文は、すべて申請者が筆頭著者であることを要する。

3 第1号に規定する者が退学後1年以内に学位の授与を申請する場合は、第2条関係第1項に準じて取り扱う。

4 第1号に規定する者が、論文を提出し、退学後1年以内に審査及び最終試験に合格したときは、山口大学学位規則第3条第1項に準じて取り扱うことができる。

第7条関係、第9条関係及び第10条関係（資格審査）

1 細則第7条第1項第6号に規定する研究歴証明書は、細則第7条に規定する所定の期日に第6条関係第1項に規定する研究歴に満たないが、細則第11条に規定する所定の期日までに第6条関係第1項に規定する研究歴を満たす場合、見込みとして提出することができる。ただし、細則第11条に規定する所定の期日までに研究歴が成就した研究歴証明書を改めて提出することを要する。

2 細則第9条第1項に規定する資格審査委員会に関することは別に定める。

3 細則第10条に規定する研究科委員会は、当分の間代議委員会と読み替えるものとする。

第13条関係（審査委員会）

1 審査委員会委員は、原則として連合獣医学研究科における研究指導を担当する資格を有する者の中から選出する。

2 主査は、原則として次に掲げる者をもって充てる。

(1) 細則第2条第1号及び第2号に該当する者にあつては主指導教員

(2) 細則第6条第1号に該当する者にあつては、在学時の主指導教員又はこれに準ずる教員

(3) 細則第6条第2号に該当する者にあつては、細則第7条第7号の推薦状記載の教員

3 副査4人のうち少なくとも1人は、当該申請者が配属されている大学以外の構成大学における研究科大学教育職員を含むものとする。

第14条関係（審査、最終試験若しくは試験及び試問並びに論文発表）

1 試験及び試問としての外国語試験は、英語について口頭又は筆答により行う。た

だし，外国人については，日本語を加えて選択できるものとする。

- 2 公開の論文発表会は，原則として主査が所属する大学において行い，開催日の2週間前までに申請者の氏名，論文題目並びに開催の日時及び場所を構成大学に公示するものとする。
- 3 研究科長は，研究科委員会で学位論文の受理決定後，速やかに各構成大学において，申請者全員の学位論文等関係書類を連合獣医学研究科担当大学教育職員が縦覧できるよう措置するものとする。

附 記

この運用方針は，平成3年10月18日から実施する。

附 記

この運用方針は，平成4年10月2日から実施する。

附 記

この運用方針は，平成6年9月30日から実施する。

附 記

この運用方針は，平成10年4月1日から実施する。

附 記

この運用方針は，平成14年4月1日から実施する。

附 記

この運用方針は，平成16年4月1日から実施する。

附 記

この運用方針は，平成18年4月1日から実施する。

附 記

この運用方針は，平成23年4月1日から実施する。

附 記

この運用方針は，平成24年10月1日から実施する。